

令和 6 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 22
-

令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木曜日）

建設環境委員会会議録

令和6年12月12日 木曜日

午前10時00分開議

午後 1時26分開議（実時間134分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第139号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第162号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第163号・契約の締結について（八代市衛生処理センター解体工事）
1. 議案第154号・八代市衛生処理センター条例の廃止等について
1. 議案第155号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査
 - （下水道主要事業の契約締結と進捗状況について）
 - （市道五家荘～椎葉線について）
 - （熊本県内自治体間での一般廃棄物処理に係る相互支援協定について）
 - （ごみ分別ガイドブックの全戸配布及び資源物分別見直しについて）

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 友枝和也君
委員 田方芳信君
委員 橋本貴喜君
委員 堀徹男君

委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	濱田浩介君
市民環境部次長	岩崎伸一君
環境施設課長	竹下圭一郎君
環境施設施設整備係主査	山本幸広君
循環社会推進課長	古田和弘君
建設部長	西竜一君
建設部総括審議員兼次長	野間卓志君
建築指導課長	豊田浩市郎君
下水道総務課長	山本康博君
理事兼下水道建設課長	一美晋策君
下水道建設課長補佐 兼水処理センター場長	西尾和純君
土木課長	福浦亮二君
総務企画部	
泉支所産業建設課長	村上誠基君
財務部	
契約検査課長	角田浩二君
契約検査課長補佐	福田光君

○記録担当書記 安永尚斗君

（午前10時00分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地

及び新八代駅周辺整備に関連する予算・事件・条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知をお願いします。

◎議案第 1 3 3 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 1 1 号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第 1 3 3 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 1 1 号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第 4 款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（濱田浩介君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の濱田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 3 3 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 1 1 号中、第 4 款・衛生費のうち、市民環境部関係分につきまして、岩崎次長から説明をいたしますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） 市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） それでは、一般会計補正予算に関する説明書の 2 1 ページを御覧ください。

款 4・衛生費、項 2・生活環境費、目 3・廃棄物対策費で、補正前の額 9 億 6 5 0 7 万 9 0 0 0 円に 9 2 2 6 万 3 0 0 0 円を計上し、補正後の額を 1 0 億 5 7 3 4 万 2 0 0 0 円とするものでございます。

特定財源は、市債 8 7 5 0 万円となっております。

次に、配付しております 1 2 月補正予算説明資料を御覧ください。

事業名は、清掃センター解体事業であり、補正理由は、解体工事において実施した地下部分の土壌調査の結果、基準を超えるヒ素が検出されたため、その土壌の撤去と処分を行う費用を補正するものでございます。

補正額は 9 2 2 6 万 3 0 0 0 円で、その内訳は、解体工事費の増額分が 8 7 6 4 万円、施工管理業務委託料の増額分が 4 5 0 万 8 0 0 0 円、実地確認に係る旅費が 1 1 万 5 0 0 0 円でございます。

特定財源は、市債の合併特例債 8 7 5 0 万円でございます。

工期につきましては、土壌の撤去及び処分に約 3 か月を要するため、当初の工期末である令和 7 年 3 月中旬から同年 6 月中旬となるため、7 億 6 2 0 9 万 8 0 0 0 円の繰越明許費を補正計上いたしております。

最後に、土壌撤去及び処理の手順につきまして、概要を申し上げます。

まず、汚染土が広がらないように矢板で囲い、その矢板が倒れないように汚染土を掘削いたします。

そして、掘削した土壌は、八代外港の飛散防止の対策を施した仮置場に運搬し、そこから飛散防止対策を施した船で、愛知県の処理場に運び処理いたします。その後、運搬と処理状況を実地確認いたします。

以上で、八代市一般会計補正予算・第 1 1 号中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 撤去と処理の手順の部分でちょっと、少し確認をしたいんですけど、外港から船で運ばれるということなのですが、船は 1 隻で積んでいけるぐらいの土量なんですかね。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境施設課の竹下でございます。よろしくをお願いします。

船は、一応2往復というところで考えております。

以上でございます。

土量は、地中ですけど、700立米、重さでいきますと1200から1300トンという形になるというところで想定しております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 補正についての予算については、もう賛成をしますが、今回の清掃センターの地下部分の土壌調査の中でですね、基準値を超えたということで、補正を組んだわけですが、当初の環境の中で、土壌調査を今の施設の周辺、施設の中についてはですね、このようなヒ素が出たから、はっきり言って調査されたわけではありますが、これは、衛生処理センターの後からの議案についても出てくると思うんですけども、当初この予定というか、このような調査をしてなかった、当初は考えてなかったのか、そこら辺りをちょっと教えてください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） お答えします。

調査についてはですね、事前調査というところで、一度調査をしております。

解体するに当たって、再度調査するということで、工事の中で詳細な調査というのは入れておりましたので、工事の中で調査を行っていくというところで計画しておったところです。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 工事の中というのは、これは理解に苦しむんですけども、要はですね、これはもう解体をする時点、計画をしてか

ら長いんですね。そういう中では、やはり環境、土壌調査というのは、施設の、あえて言えば、そのときに補正を組んで、もしも土壌調査してからヒ素が出て、どうしてもオーバーしたというとき、そういうのを含んで補正を組みたいという、そういうふうな考え方で進んできたのかということを、今の説明の中では問われるわけですね。

そういう答えを出していただければ理解をしたいと思うんですけども。

○委員長（橋本幸一君） このヒ素が出た場所とか、その辺についてが、非常に重要な部分になるし、だから、そのヒ素があったという、そこは確認された時点ちゅうか、経緯とか、その辺をちょっと説明していただければ。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 最初にですね、地歴調査というのを、工事前にしておりまして、そのときにはヒ素等は発見されておられません。

工事を行う中で、建物の底っていいですか、コンクリートに穴を空けて泥を取ったりとかつてする、灰がいっぱいあったところとかですね、そういうところを調査するので、実際、工事をしないと調査ができない部分がありましたので、その調査を、今回の工事で行うと。

そこで、基準値を超えるものが発見されたら、そのときに対策を考えていくというところで、今回発見されましたので、発見されたならば、補正で対応というところで考えていたところでございます。

○委員（山本幸廣君） よく理解をいたしました。理解をいたしますが、今回の後のですね、最初から、大体は土壌調査というのは、これは、ここの施設はですね、大変なものが一時あったんですよ、ダイオキシンが。施設の整備は、私たちは、当時その担当でしたから、何十億円かかけてからしたんですけど、ダイオキシン、地下については、どこにかあるだろうと、

土壌の中で、というのは、当初から分かっただけですね。ヒ素についても、必ずどこかにはヒ素はあるだろうという、そういうことを考えておりましたので、当初に、概算の要求の中で、そこら辺りは、今後はしていただきたいなというのがあります。

あと、衛生処理センターもありますから、これについては、そこら辺りの工程の中ですね、やはり少し考えていったほうがいいんじゃないかなというふうな気がいたしますので、今の答弁でよろしいですよ。結構です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（田方芳信君） 補正額の処分場の実地確認旅費の11万5000円、これは、こっちのほうから確認で行かれるわけですか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） お答えいたします。

愛知県のほうにですね、2名というところで、現地で土壌をどういうふうに処理しているかというのを確認で見て行くというところでございます。（委員田方芳信君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） それに対応されるのは、管理を委託されている専門の方が行かれるんですかね、職員さんが行かれるんですかね。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） お答えをいたします。

職員が2名というところで予算を上げております。

○委員（堀 徹男君） 専門的な見地というよりも、いわゆるマニフェストの確認みたいなどころで行かれるというところで理解していいですか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 委員の言われるとおりでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかになければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来たくさん御質問が出とるんですけども、要は愛知県まで船で運ばれるわけでありますけども、要は安全対策をですね、3か月間のうちですから、この冬の荒波のところじゃないかもしれませんけども、安全対策には十分気をつけていただくように、その業者には指導していただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 山本委員のですね、質問と答えを、自分なりに整理すると、土壌の汚染土の処分については、当初予算では、もう見込みができなかったというところで、掘ってみて初めて分かったんで、追加させていただくというところで、もう重ねになりますけど、衛生処理センターですね、衛生処理センターも同じような状況が出るという意見があったので、本当に私もそう思いますので、そこは、ぜひ考慮していただきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、第4款・衛生費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時12分 小会）

（午前10時14分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第10款・災害復旧費について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予

算・第11号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算書・第11号をお願いいたします。

24ページをお開きいただき、上段の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額1000万円を増額補正し、3億1878万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が667万円、地方債が330万円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を1000万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第133号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

令和6年8月28日から30日にかけての台風10号により被災した市道五家荘椎葉線の災害復旧工事に係る経費を補正するものです。

右上の写真及び平面図、横断図に示すとおり、山から土砂が流出し、市道に堆積したため、これを撤去する費用として、工事請負費1000万円を補正するものです。

なお、本事業につきましては、同一路線に複数の被災箇所があり、工程調整を図る必要があることから、年度内完了が見込めず、計上予定額と同額の繰越明許費を設定いたします。

以上、議案第133号・令和6年度八代市一

般会計補正予算・第11号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 資料の被災状況の地図の右上の写真ですけど、かすかに右側の木のところに見えるガードレールですかね、これの左側の石とか流木みたいなのが、全部埋まっているんですか。

○泉支所産業建設課長（村上誠基君） 泉支所産業建設課、村上です。よろしくお願いいたします。

今質問のございましたガードレールのところがですね、この左手側が道路になっておりまして、谷からですね、大量の土砂と、あと流木が落ち出てきとる状況でございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ちなみに、これ、全部撤去したら何立米ぐらいを、どこに処分しに行くんですかね。

○泉支所産業建設課長（村上誠基君） 土砂の量としましては400立米になっております。

請負業者のほうでですね、任意処分という形で処分していただくような形になっております。

○委員（堀 徹男君） すみません、任意処分という意味が分からないんですけど、どっか自分が持っている土場に持って行って積むということですか。

○泉支所産業建設課長（村上誠基君） そうです。請負業者さんのほうでですね、土場を持っていちゃいますので、そちらのほうで処分していただくか、また、新たにですね、処分場あたりを設けて処分していただくといったような形になります。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） 若干補足させていただきます。

先日ですね、12月4日に災害査定を受けまして、400立米ちょっとですね、460立米ぐらいの土砂についてですね、査定を受けて認めていただいております。

災害査定の手続上はですね、まず2キロメートルというのが、もう決まっています、持ち出し量としては、それで査定を受けているという状況です。

図面のほう、横断図を見ていただけると、ちょっと小っちゃいですが、先ほどお尋ねがありましたガードレール、右側になるんですけど、その上に二、三メートルの土砂が堆積している状況です。横断図を見ていただくと分かると思います。

この下が、ちょっと不可視部分って書いておりますけども、舗装面がどうなっているのかとか、ちょっとそういう状況が、まだこれ、工事してみないと分からないので、そういったところも含めて査定を受けております。

土砂の運搬についてはですね、今後ちゃんとどこに持っていかとかいうのはですね、協議をして、その分の運搬費用というのは、多分2キロじゃ済まないと思いますので、適正な箇所を探してですね、工事を出していくという格好になります。

全てが業者に任せるといような状況にはならないと思います。そこをちょっと訂正をさせていただきます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） これだけの仕事をし、1000万円でできるのかなと思ったものですからね、土砂の搬出、撤去、処分まで含めてね。そこを心配でちょっと質問したんです。分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） 引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号のうち、建設部所管分について説明いたします。

予算書と別に配付しております委員会資料、議案第157号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。

給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当とともに、3年連続の引上げの実施となっております。

まず、給料表につきましては、水準を平均3.0%引き上げるものでございます。これは、若年層を重点に置いた引上げ改定となっており、この改定による引上げ対象者は、全会計で1166人、会計年度任用職員536人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.50月から4.60月へと、0.10月引き上げるものでございます。

そのほか給与改定以外の補正の主な要因としては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算にて人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しております。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と給料の低い職員とが入れ替わるなどがありますので、毎年12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、予算書の19ページをお開きいただき、上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費は、職員6人分、会計年度任用職員1人分の補正として192万7000円を減額補正し、補正後の額は5021万4000円となっております。

減額の理由としては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目2・建設総務費は、職員35人分、会計年度任用職員4人分の補正として1442

万9000円を増額補正しております。

増額の理由としては、人事異動による影響によるものが主なものでございます。

また、説明欄に記載の民間建築物耐震化促進事業として、補正額452万5000円を増額補正し、先ほど説明しました人件費補正と合わせまして、補正後の額を3億4478万7000円としております。

本事業の補正額の財源内訳につきましては、特定財源として国県支出金が307万7000円、その他が144万8000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費を25万円、節12・委託料を127万5000円、節18・負担金補助及び交付金を300万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第157号、建設部所管分の4ページを御覧ください。

今回の追加補正は、県が住宅耐震化緊急促進事業として耐震化の制度を拡充されましたことから、市としましても、住宅耐震化への市民要望にできるだけ早期に対応するため実施するものです。

国費の財源確保等の県協議が11月中旬に整いましたことから、追加で補正をお願いするものでございます。

住宅耐震化支援拡充につきましては、委員会資料の目的に記載のとおり、令和6年能登半島地震における甚大な被害状況を踏まえ、これまで以上に住宅の耐震化を加速化させる必要があることから、県の新たな補助制度を活用し、耐震診断及び耐震改修について、令和7年1月から拡充する予定としております。

2の支援拡充について、3点ございます。

まず、1点目の補助対象の拡充についてですが、補助対象を、現行の昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅から、平成12年5月31日以前に着工した新耐震基

準の木造住宅に拡充します。

下段に記載のとおり、能登半島地震における木造建築物の被害調査結果では、旧耐震基準の被害が約9割、新耐震基準の被害は約7割と、新耐震基準でも相当な被害が生じていることから、中段の図に示すとおり、②の新耐震基準まで対象範囲を拡大するものです。

続いて、資料5ページをお願いします。

支援拡充の内容、2点目として、耐震診断費用の負担軽減がございました。

現行の市の補助制度では、耐震診断費用の本人負担は、図面ありの場合で5500円、図面なしで1万9000円となっております。

今回、県の補助制度を活用し、下段青丸のとおり、本人負担を軽減して3000円とする方針です。

あわせて、県の補助金の活用により、赤丸で示すとおり、市の負担も軽減することができず。

続いて、資料6ページを御覧ください。

支援拡充内容の3点目、耐震改修費用補助額の増額について御説明いたします。

現行の市の補助制度では、耐震改修等に係る費用の5分の4を補助するもので、補助限度額は100万円となっております。今回の支援拡充で補助限度額を増額いたします。

資料の表を御覧ください。

耐震改修にかかる工事費を、仮に200万円と想定した場合で御説明しますと、現行は補助金が、左側の赤枠の100万円で、本人負担は青枠の100万円となります。

これが支援拡充により、アの②の新耐震基準の住宅の場合は、補助金が赤枠の125万円、本人負担は青枠の75万円、イ、①の旧耐震基準の住宅の場合、または高齢者等が居住している住宅の場合は、補助金が赤枠の150万円、本人負担は青枠の50万円となります。

それでは、人件費の説明に戻ります。

予算書の19ページにお戻りいただき、下段の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費は、職員24人分、会計年度任用職員1人分の補正として189万7000円を増額補正し、2億1570万8000円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、目2・道路維持費は、会計年度任用職員1人分の補正として19万5000円を増額補正し、4億7808万円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響でございます。

続きまして、20ページ、目3・道路新設改良費は、職員24人分、会計年度任用職員1人分の補正として235万1000円を増額補正し、9億8973万5000円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

続きまして、中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、職員2人分の補正として61万5000円を増額補正し、2億7258万5000円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

続きまして、下段の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、職員14人分の補正として613万6000円を増額補正し、16億518万9000円としております。

すみません、ちょっと訂正します。

職員14人分の補正として613万6000円を増額補正し、16億518万9000円としております。

増額の理由としましては、人事異動による影

響が主なものでございます。

次に、目２・街路事業費は、職員５人分の補正として８０万４０００円を増額補正し、３億９２３万５０００円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

２１ページを御覧ください。

目３・都市下水路費は、職員１人分の補正として１１０万４０００円を増額補正し、４２５０万３０００円としております。

増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目４・公園費は、職員４人分の補正として９０３万９０００円を減額補正し、２億１１４２万６０００円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目５・区画整理費は、職員４人分の補正として１３万８０００円を増額補正し、１億８６３１万１０００円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

続きまして、下段の表を御覧ください。

款７・土木費、項６・住宅費、目１・住宅管理費は、職員５人分、会計年度任用職員２人分の補正として１０８０万８０００円を減額補正し、２億３８８４万５０００円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

以上、議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 民間建築物耐震化促進事業について、少し教えていただきたいんですけど、耐震診断の費用が、図面なくても、あっても３０００円ということで、非常にありがたいなと思います。

これ、延べ床面積とか、全然関係なくて、１棟は１棟でよかったですかね。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 建築指導課の豊田です。

面積とかは関係なく、あくまで１棟でカウントして、３０００円で、図面あるなしにかかわらず、耐震診断を行うこととしております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（山本幸廣君） 住宅の耐震の支援の拡充について説明があったんですが、令和８年度までかな、そういう中で、市民に対する広報の仕方、どのような広報の仕方を考えておられますか。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 周知の方法につきましては、来年１月の市報にチラシを入れる予定としております。

また、県におきましても、１月に新聞広告を予定されていると聞いております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 令和８年度までということなんで、もったいないなと思う。もうこれは、補助制度も、国の方針とか、県の方針とかで、８年度だけというところで打ち出されているんですかね。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 県のほうで暫定的な事業で、令和８年度までとなっております。

その先はちょっとまだ分かりませんが、今のところ令和８年度までというふうに聞いております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員（橋本貴喜君） すみません、補助金 300 万で、2 棟想定されているのかなと思うんです。これはもう、2 棟でおしまい、それとも、まだほかに想定される数があるって、今後に考えていただけるということですか。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 補正ですの
で、今年の 1 月から 3 月までと見込んで、一応 2 棟は確保してますけど、当然来年の当初予算では取ってますので、その辺は、またできると思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、第 7 款・土木費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前 10 時 37 分 小会）

（午前 10 時 38 分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第 4 款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（濱田浩介君） 市民環境部の濱田でございます。よろしくお願いします。

それではですね、議案第 157 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 12 号中、第 4 款・衛生費のうち、市民環境部関係分につきまして、岩崎次長から説明をいたしますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） 市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） 議案第 157 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 12 号のうち、衛生費の市民環境部所管分について説明いたします。

まず、今回の補正予算の概要につきましては、先ほど第 7 款・土木費の冒頭で説明があり、第 4 款・衛生費についても同様でございますので、重ねての説明は割愛させていただきたいと思います。

それでは、予算書の 15 ページをお願いいたします。

款 4・衛生費、項 1・保健衛生費、目 4・狂犬病対策費では、会計年度任用職員 1 人分の補正として 27 万 1000 円を増額補正しております。

これは、給与改定の影響によるものでございます。

次に、予算書の 16 ページをお願いいたします。

款 4・衛生費、項 2・生活環境費、目 1・生活環境総務費では、建設部下水道総務課、坂本支所、鏡支所及び泉支所の地域振興課分も含めまして、説明させていただきます。

この目 1・生活環境総務費では、一般職 30 人分の補正として 378 万 6000 円を増額補正しております。

これは、人事異動、給与改定及び共済組合負担金率改定などの影響によるものでございます。

続きまして、目 3・廃棄物対策費では、会計年度任用職員 2 人分の補正として 52 万 3000 円を増額補正しております。

これは、給与改定の影響によるものでございます。

続きまして、目４・環境衛生費では、会計年度任用職員１人分の補正として２５万４０００円を増額補正しております。

これは、給与改定の影響によるものでございます。

続きまして、目５・塵芥処理費では、一般職９人分と会計年度任用職員３人分の補正として３８万９０００円を増額補正しております。

これは、人事異動、給与改定及び共済組合負担金率改定などの影響によるものでございます。

最後に、目６・し尿処理費では、一般職４人分の補正として１７１万２０００円を増額補正しております。

これは、人事異動、給与改定及び共済組合負担金率改定などの影響によるものでございます。

以上で、衛生費中、市民環境部関係の補正内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前１０時４２分 小会）

（午前１０時４３分 本会）

◎議案第１３９号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第１号

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第１３９号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第１号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本です。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第１３９号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第１号について説明いたします。

補正予算書・第１号をお願いします。

今回の補正内容は、令和７年４月より業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として、新年度開始前に事務処理を行えるように、２件の債務負担行為の設定を行うものです。

それでは、補正予算書の１ページをお願いいたします。

第２条に、債務負担行為を追加設定としまして、２つの事項を設定するものです。

まず、１つ目の水処理センター等水質分析業務委託は、期間を令和６年度から令和７年度、限度額を２９８万３０００円としております。

内容としましては、水処理センター及び浄化槽汚泥処理施設などにおける各種分析業務を実施するもので、水質分析については、ＣＯＤやＢＯＤといった項目を流入水に対して４２項目、放流水に対して４８項目実施いたします。

また、脱水汚泥の分析については、重金属類を中心に、含有試験３９項目、溶出試験を２７項目実施いたします。

２つ目の公共樹設置工事経費は、期間を令和６年度から令和７年度、限度額を７８１５万５

０００円としております。

内容としましては、新築等により下水道へ接続する際に必要となります、公共ますを設置するもので、八代及び八代東部処理区で１２０か所、千丁処理区で１０か所、鏡処理区で１５か所、合計１４５か所を設置予定としております。

３ページ以降は、債務負担行為に関する調書でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第１３９号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第１号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 公共ますの設置工事、これ大変助かります。１２０か所検討され、全部で１４５か所か。年間の工事件数みたいなものって、大体それぐらいで収まっていますか。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 今、堀委員の御質問ですが、一応この件数につきましては、過去３年程度の平均ということで、今回件数を上げさせていただいています。大体、毎年この程度ということで考えておるところでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第１３９号・令和６年度八代市下水道事

業会計補正予算・第１号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６２号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第２号

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第１６２号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第２号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本です。引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案第１６２号・令和６年度八代市下水道事業会計補正予算・第２号について説明いたします。

補正予算書・第２号をお願いします。

今回の補正内容は、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたが、人件費について、本年度の人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをお願いいたします。

第２条の業務の予定量におきまして、主要な建設改良事業の管渠施設整備費で１９８万９０００円を追加し、補正後の額を１１億２１３５万１０００円としております。

次に、第３条の収益的収入及び支出では、第１款・下水道事業費用、第１項の営業費用で７１０万９０００円を追加し、補正後の下水道事業費用総額を３３億９５７６万１０００円としております。

２ページをお願いします。

第４条の資本的収入及び支出では、当初予算における第４条、本文、括弧書き中に記載して

おりました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及びその補填財源につきまして、今回の補正により変更となったものを改めますとともに、資本的支出の予定額としまして、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費に198万9000円を追加し、補正後の資本的支出総額を31億9422万2000円としております。

次に、第5条では、人件費の増額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を2億2013万3000円に、909万8000円を増額し2億2923万1000円と改めるものです。

続きまして、第6条の利益剰余金の処分では、第4条の補填財源の変更に関連して、金額を改めるものです。

次の3ページから9ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

10ページをお願いいたします。

収益的支出の補正予算明細書にて、内訳を説明いたします。

支出のうち、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目3・処理場費では、職員数の7人に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を118万1000円、手当を12万円、法定福利費を47万5000円、それぞれ増額し、177万6000円の補正をお願いするものです。

また、目4・浄化槽費では、職員数の1人に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を4万2000円、手当を37万1000円、法定福利費を15万5000円増額し、合わせて56万8000円の補正をお願いするものです。

さらに、目6・総係費では、職員数の10人に変動はございませんが、給与改定・人事異動に伴う影響によるもので、節区分の給料を230万5000円、手当を134万9000円、

法定福利費を111万1000円増額し、合わせて476万5000円の補正をお願いするものです。

次に、11ページをお願いします。

資本的支出について、内訳を説明いたします。

支出のうち、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費では、職員数の12人に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を103万3000円、手当を94万円、法定福利費を1万6000円、それぞれ増額し、合わせて198万9000円の補正をお願いするものです。

以降は、給与費の詳細な明細書でございます。今回は説明を省略させていただきます。

以上、議案第162号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第162号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時55分 小会）

(午前10時56分 本会)

◎議案第163号・契約の締結について（八代市衛生処理センター解体工事）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第163号・八代市衛生処理センター解体工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 環境施設課の竹下でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第163号・契約の締結について、まず、私のほうから工事関係について、その後、契約検査課、角田課長より入札・契約関係について説明を行いますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案書その2の1ページをお願いします。

説明につきましては、別資料で、右上に、委員会資料、令和6年12月12日、表題としまして、契約の締結について、八代市衛生処理センター解体工事に基つき御説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

まず初めに、工事概要について説明させていただきます。

番号、令和6年度環施工第2号。件名、八代市衛生処理センター解体工事。工事場所、八代市郡築十二番町243番地2外。契約の相手方、吉田開発・岡崎工業建設工事共同企業体。契約の相手方住所、八代市鏡町鏡548番地1。

契約金額は、3億7332万6800円で、契約予定工期は、議決日から令和8年3月13日までの約15か月を予定しております。

工事の目的は、本年度に稼働を停止した八代

市衛生処理センターの施設解体を行うものでございます。

施設の概要でございますが、処理能力86キロリットル／日。現在の実処理能力は50キロリットル／日。建物の敷地面積は9490平方メートル。建物の解体範囲は2300平方メートル。建屋構造は鉄筋コンクリート造り。

下段の工事内容でございます。一般解体工事のほか、アスベスト除去工事等となっております。

次に、資料の3ページを御覧ください。

八代市衛生処理センターの位置図でございます。

次に、資料の4ページを御覧ください。

4ページは、施設の写真入り配置図でございます。本工事では、配置図に記載されている施設は全て解体予定としております。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（角田浩二君） 契約検査課、角田でございます。よろしくお願いいたします。

工事関係の説明に続きまして、入札・契約関係につきまして、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、資料の5ページを御覧ください。

まず初めに、1、競争入札に関する事項につきまして御説明いたします。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和6年10月25日に制限付一般競争入札に付することを公告いたしました。

ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることとございまして、具体的な内容につきましては、その下の2で御説明をさせていただきます。

2、競争入札に参加する者に必要な資格の主な要件といたしましては、八代市建設工事共同

企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を2者または3者とし、代表構成員が解体工事に係る経営事項審査の総合評定値が1000点以上であり、本市の有資格者名簿における解体工事の登録事業者で、県内に本社を有するものとしております。

また、その他の構成員につきましては、同じく解体工事の登録事業者であり、市内に主たる営業所を有するものとしております。

施工実績に関する事項につきましては、代表構成員が、過去15年間で元請として県内で完成した解体工事の施工実績があることとしております。

配置事業者につきましては、建設業法第7条第2号ハに該当する者、いわゆる国家資格を有する主任技術者、または解体工事に係る監理技術者資格者証を有する者を選任することとしております。

最後に、3、開札及び結果につきましては、公告日が金曜日でありましたことから、翌週の月曜日である10月28日より、資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告・見積期間を経た11月18日に開札を行った結果、4者の共同企業体より応札があり、全者同額でございました。

同額になったことに関しましては、本市が最低制限価格制度を導入していることが主な要因と考えられます。

最低制限価格制度では、入札の最低ラインとなる価格を最低制限価格として設定し、それよりも低い価格であった場合は失格となる制度でございます。不当に安い価格での取引を防止することを目的としております。

資料6 ページを御覧ください。

こちらが最低制限価格算定式とイメージを記載したものととなります。

今回の最低制限価格は、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の9

0%、一般管理費の68%を合計し、これにランダム係数を乗じたものとなります。

この直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましては、公告に当たりまして添付いたしました資料をもとに、各事業者のほうで積算していただくこととなっております。

また、最低制限価格には、上限・下限の範囲を設けており、御説明いたしました計算方法で算出した価格が、予定価格の92%を超えた場合は、最低制限価格を予定価格の92%とし、予定価格の75%に満たない場合は、最低制限価格を予定価格の75%とすると設定しております。

この図では、最低制限価格制度のイメージをしていただきやすいよう、予定価格を1000万円とし、最低制限価格を予定価格の92%である920万円としております。

予定価格と最低制限価格の間で入札された者のうち、最低価格となった者が落札者となり、最低制限価格を下回ったり、予定価格を上回った場合は失格となります。

今回の八代市衛生処理センター解体工事では、市が計算をした結果、予定価格の92%を超えましたので、最低制限価格を予定価格の92%に設定をいたしました。

入札されました全者の計算結果につきましては、予定価格の92%であったかどうかは、ちょっとそこは不明ではございますけれども、結果として皆様予定価格の92%での入札をされております。

4者が同額でございましたので、落札業者の決定につきましては、八代市競争契約入札心得第11条の落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札案件に係る入札については、電子入札システムによる電子くじを実施することにより、電子入札案件以外の案件に係る入札については、当該入札者にく

じを引かせることにより、落札者を定めるとの規定に基づき、今回は、くまもと県市町村電子入札システム内の電子くじを実施し、吉田開発・岡崎工業建設工事共同企業体が3億3938万8000円で落札されており、予定価格に対する落札率は92%でございます。

なお、当該建設工事共同企業体と落札額に消費税を加算いたしました契約額3億7332万6800円で、議会の議決をいただいたときに、本契約となる旨の条件を付しました仮契約を、11月26日に締結したところでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 工事の概要で説明が、竹下課長のほうから説明があったんですが、先ほど清掃センターの解体のときにも質問しましたが、工事の概要の中で、一番下段のほう、工事の内容ですよね、ここで敷地外の希釈水の井戸についてと、アスベスト、これについては、除去についてということで、工事の内容は記載してあるんですけども、先ほど言ったように、土壌の調査、どこまで、どういうふうなことを考えておられるんですか、ちょっと聞かせてください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 今回の工事については、土壌の調査は入っておりません。

内容としましてはですね、し尿処理施設は、土壌汚染対策法の有害物質使用特定施設に該当しないというのが、まずはあります。

しかしながら、うちのほうとしましては、3000平米は、地形変更を行うために、県のほうに届出が必要となりますので、県のほうと協議を一応行っております。

現在、県のほうと協議をしておりますので

ね、有害物質等の使用がないということと、それまでの事前の地歴調査というのを行ってございまして、その地歴調査でも、有害物質の使用というのが見れなかったというところで、今のところ調査は要らないだろうというところとなっております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） だろうではいけないんですよ。

だけん、県がそれを、指定をきちっと答えを出してくれたということならば理解をするんですけども、このですね、衛生処理センターの、これ、何ページかな、見てくださいよ。この敷地の、ガスタンクから前処理施設、混合貯留槽、それから脱硫塔からたくさんの槽があるんですよ。

老朽化したから解体するんですけども、このような敷地の中で、土壌のですね、検査をしなくていいという県のお墨つきならいいですよ。もし、これが土壌調査しなかったと。中で何か出たときに、ヒ素というといかんが、ヒ素が出たときには、またの補正を組まなきゃいけないということになるわけですよ。そこら辺りについては自信ありますか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） し尿処理施設というのが、人から出たものを、し尿とか、ふん尿に当たりますので、そういうのを処理していくというところになりますので、清掃センターみたいですね、いろんな物が入ってきて焼却して、ダイオキシン等の発生とかですね、そういうものが発生するというわけではなくて、基本的には人から出てきたものというのを処理するということになりますので、ガスタンクも、人から発生したし尿が発酵といいますか、分解するときにメタンガスというのが発生します。それをためているところになりますので、基本的には人から出たものがメインとなりますので、地歴調査でもですね、有害物質等が

発生しておりませんので、現在のところ、土壌に大きな影響を与えるというところは、あまりないのかなというところを考えているところです。

○委員長（橋本幸一君） その地歴調査というのは、ちょっと詳しく、そこを説明。

○環境施設課施設整備係主査（山本幸広君）

こんにちは。今委員お尋ねの地歴調査について回答いたします。

地歴調査とはですね、まず、衛生処理センターが建っている、それより前にどういう建物が建っていたのか。例えばそういうところに有害物質を作る施設があるとか、そういったものを、まずは調べます。

そういう中で、過去にどういう施設があったのか、そこで有害物質を使っているのか、または作っているのか、そういうのを調べていってですね、その土地に対して有害物質が本当にあるのかというのを調査いたします。

今回衛生処理センターの場合はですね、60年以上たっておりまして、それより以前、何も建物が建ってなかったというところで、仮に有害物質が発生する場合は、し尿処理施設から発生するんですけども、竹下課長も言われたとおり、基本的には人から出るし尿を処理するということで、有害な物質は発生しないという形で、地歴調査のほうは終わっております。

以上、回答とさせていただきます。

○委員（山本幸廣君） 地歴調査で、土壌調査とほとんど変わらないということやな。それで理解してよろしいのかな。

○環境施設課施設整備係主査（山本幸広君）

土壌調査と、正確な分析ではございませんけれども、（委員山本幸廣君「分析は違うよ、だから、それは分かる」と呼ぶ）過去にどういった有害物質が発生する可能性があるのかというのを調査いたしましたので、基本的にはもう有

害な物質はないという形で調査を終えております。

以上、回答といたします。

○委員（山本幸廣君） その調査票を少し、後で、資料提供を要求してよろしいですか、委員長。

○委員長（橋本幸一君） ただいま山本委員から、地歴調査についての資料請求の申出がありましたが、お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（山本幸廣君） なぜこういう質疑をするかということですね、即理解していただければと思うんですけども、もし、もしのことがあるじゃないですか。もし、補正でまた1億円近く土壌調査費がかかると。そういうことにならないようにですね、事前に調査したならば、ほとんど予算的にも、積算が低いんじゃないかなという、私の考えですよ、素人の考え。新たに作るから、いろんな経費とかかかるじゃないですか。そういうことにならないように、今回については、解体についての土壌調査というのが必要じゃないかなというふうに感じているわけですので、ぜひともですね、そういう前向きのな、やっぱり考え方を持っていてですね、なるだけならば、やはり予算がかからないような体制をつくっていただければと、そのように思っておりますので、竹下課長の今の、私の質問に対して、何かあればお答えください。

なからんば、もうよろしいですから。

○委員長（橋本幸一君） これについてはあれですか、県のある程度の指導等、その辺は、大体あってるんですか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） この事前の地歴調査を基にですね、県とは協議をしております。

ます。

今のところは、そういう調査とかの要望とい
いますか、そういうことはないというところ
です。

○委員長（橋本幸一君） それも含めて御理解
いただきたいと思います。

ほかに。

○委員（田方芳信君） 開札の、この中で、業
者さんちゅうのは、熊本の業者さんもおられま
すけど、八代市の業者さんたちでのベンチャー
ちゅうのはできなかったわけですか。そのと
ころを、八代市の解体業者同士で、ベンチャー
組むちゅうのはできなかったんですか。あくま
で、やはり熊本の……。

○契約検査課長（角田浩二君） 今回の要件上
では、八代市内の事業者さんでも組むことは可
能な条件にはしてあるんですが、ただし、総合
評定値といいまして、経営事項審査の際の、こ
れまでの経験とかですね、そういうのからいく
と、そこをちょっと安全に工事を進めていただ
くためにも１０００点ということにしていまし
たところ、八代市内のほうには、その該当の事
業者がいらっしゃらなかったんで、熊本県内に
事業所を持ちの方が、親となられたということ
になります。（委員田方芳信君「その１０００
点ちゅうのは」と呼ぶ）はい、そうなんです。

（委員田方芳信君「なるほどな、分かりまし
た」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） これ、工事そのものの
入札ですけど、解体の設計みたいなので、別
に前もってしてましたっけ、コンサルか何か
で。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 前もってコ
ンサルの方で設計しております。

○委員（堀 徹男君） すみません、ちょっと
以前の資料で失念しているんですが、幾らぐら
いで、コンサルさんは解体の見積りをされてい

ましたっけ。

○委員長（橋本幸一君） 小会いたします。

（午前１１時１９分 小会）

（午前１１時１９分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） すみませ
ん。去年の実施設計、八代市衛生処理センター
解体工事実施設計業務委託につきましては、契
約金額が１０８５万３３３２円というところで
契約しております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 解体設計そのものは、
別のコンサルさんあたりがされるんですけど、
実際の金額も、山本委員もおっしゃったよう
に、この３億３９３８万８０００円、４つの応
札の方が同額になるというのは、もう、なかな
か厳しい金額で、もう同時に見られたのかなあ
というふうに思うんですよ、同じ、最低制限
価格を予想して入札されたということは。相当
厳しい金額で、何というかな、応札されてい
るんじゃないかなと想像するんですけど、コンサル
さんが、解体設計の見積りされた中で、どこ
まで、何というかな、解体の担保というのが、
地下の部分の構造であつたりとかというのがで
すね、取られているのかなという。

ほぼほぼこの金額で、それこそ、もう追加の
予算はなしで、これで全部いけるんですよとい
うようなところなのかなというのが心配なんで
すよね。

ここまでコンサルさんが解体についての担保
と、責任というかですね、取られているのか
な。

いや、もう解体の実施設計はしましたけど、
あとはもう事業始まって、実際やってみないと
分からないんですよという部分がどれぐらい出
てくるのかなという、それはないと考えていい
んですかね。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 今回のですね、閲覧でも資料を大分、いっぱいつけておまして、それを見られて、業者さん、応札されております。

それで、92%というところなので、業者さんは92%でできるという判断をされて応札されているというところで考えているところでございます。（委員堀徹男君「なるほどね。できると考えて」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 工事業者さんは、その金額でできるって見積りされたなら、もうそれでしょうがないのかなと思うんですけど、実際そのコンサルさんが、解体実施設計をされたところがですよ、どこまで、何というかな、反映されるほどの解体実施設計まで持っていかれているのかなという。

もう間違いないですよという、後でほら、工事で追加が出るようなところがあるのかなという。開けてみないと分からないという部分ですよ。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 解体工事ですね、地中、見えない部分もあるんですけども、基本的には、今回、発注方式がですね、性能発注方式というところになっております。

これは、業者さんのほうがですね、設計もある程度するんですけども、業者さんが応札するときに、ある程度自分たちでも、こういう工事で、工法とかも、ある程度業者さん側でしっかり決めることができるというふうになっておりますので、入札が、ある程度業者さんのほうの設計にも大きく関わってくるというところになりますので、そういうのもあってですね、設計のほうとしては、性能発注方式というのを選んで、設計事務所としても、それなりの設計はしていると。担保っていいですかですね、そういうところが、どこまでかって言われると、なかなか難しいところはあるんですけども、今回の入札からいけば、設計としてはできていた

のではないかなというところ、担保できたというところになるかと思っております。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 角田課長に、ちょっと質疑をさせてください。

先ほど来の説明の中では、最低制限価格が理由であるということだったですよ。それは理解したいと思います。

契約については、私も賛成なんですけど、素人で何も分からないんですけども、電子くじの内容は、どういうふうなくじの仕方になるんですか。ちょっと説明していただければ。

○契約検査課長補佐（福田 光君） 契約検査課の福田でございます。よろしくお願いします。

電子くじについて御説明いたします。

まず、この電子くじといいますのが、八代市電子入札運用基準に基づきまして、電子くじということで、電子くじを採用しております。

この電子くじが、熊本県が運用しております電子入札システムにおいて行うくじでございます。市のほうではですね、その決定作業には全然介入できない状態になっておりまして、具体的に申しますと、今回4者いらっしゃいますので、まず、この同額の4者についてですね、入札順にですね、番号を付番いたします。

1番に入札があった方からゼロを付番いたします。ということでゼロ、1、2、3というふうに、入札順に、その業者に番号を付番いたしまして、そして、この4者の方がですね、入札書と一緒に、業者さんが任意で選ばれた3桁の数字を、入札書と一緒に記載していただくと、入札書の右上のほうに好きな数字を記載していただくと。その3桁の数字をですね、4者いらっしゃいますので、3桁の数字が4つあります。その4つを合計いたします。合計した数字を、4者いらっしゃいますので、4で割りま

す。4で割ると、余りがですね、ゼロか、1か、2か、3になります、4で割るということは。

余りが、例えばゼロでしたら、先ほど入札の順番が1番の方にゼロを付番しましたので、1番目のゼロの方が落札者と。余りが1になりますと、1を付番した、入札でいくと2番目に入札された方が落札ということで、今回は余りが1になりましたので、たしか2番目に入札された方が落札ということになっております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 理解に苦しいという、そういうふうな、今感じをしているわけですが、県の入札制度、後からちょっと出してから、詳しく自分なりに勉強しますので、ありがとうございました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第163号・八代市衛生処理センター解体工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。
（午前11時28分 小会）

（午前11時29分 本会）

◎議案第154号・八代市衛生処理センター条例の廃止等について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第154号・八代市衛生処理センター条例の廃止等についてを議題とし、説明を求めます。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 環境施設課の竹下でございます。座りまして、説明させていただきます。

議案第154号・八代市衛生処理センター条例の廃止等について御説明いたします。

説明につきましては、資料で、右上に令和6年12月12日、建設環境委員会、表題としまして、八代市衛生処理センター条例の廃止等についてに基づき御説明させていただきます。

資料をお願いいたします。

1の廃止等の趣旨でございますが、八代市衛生処理センターの稼働停止に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を廃止します。

また、当該施設に係る特別作業手当に係る規定を削除するものです。

2の廃止等の内容でございます。こちらが、八代市衛生処理センター条例を廃止する等の条例でございます。

第1条が、八代市衛生処理センター条例の廃止についての記載でございます。資料では、アとなっております。

第2条が、八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正するもので、2のイの4、特別作業手当中、（4）、（5）に記載ある衛生処理センターに係る以下の規定を削除するものです。

3の施行期日ですが、これは、施設内の未処理のし尿、施設内の汚泥の除去が完了後の令和7年3月15日としています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第154号・八代市衛生処理センター条例の廃止等については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時32分 小会）

（午前11時33分 本会）

◎議案第155号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第155号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○土木課長（福浦亮二君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木課の福浦でございます。よろしくお願いいたします。

議案第155号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○土木課長（福浦亮二君） 失礼します。

それでは、議案書35ページをお開きください。

道路占用料の額につきましては、道路法第39条第2項で、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなっており、道路占用料の額を改定するには、条例の改正が必要となりますことから、提案するものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の八代市道路占用料に関する条例の一部改正についてと記載しております、建設環境委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

道路占用料の改定につきましては、社会経済情勢の動向を考慮しながら、おおよそ5年ごとをめぐりに道路占用料の改定を行うこととしており、前回改定の令和2年4月1日から5年を経過いたしますことから、改定を行うものでございます。

道路占用料の算定方法につきましては、2ページ中段に四角囲みをしております国土交通省が示す占用料の額の算定式を用いております。

まず、道路拡幅には宅地、田畑、山林など、平均地の道路価格と商業地の道路価格の2種類がございます。

平均地の道路価格につきましては、2ページの下段、①にあります算定式を用い、固定資産税評価額に道路造成費を加え、地目別の構成割合を乗じて算出した額を合計した額となります。これにより算出した金額が、3ページ中段に記載しております平米当たり3万1600円となります。

次に、商業地の道路価格につきましては、同じく3ページ中段に記載しておりますが、本市の商業地の総評価額を商業地の総地積で除した平米単価となり、2万2300円となります。

3ページ、（2）の使用料率につきましては、平均地目、商業地目における定額物件に適用するものとして、国が示す率、また（3）の修正率につきましては、道路空間の一部のみを使用する物件や土地利用に制約を受ける物件に適用するものとして、国が示す率となります。

4ページをお開きください。

道路占用料の算定例として、第2種電話柱の

例を記載しております。

2 ページの占用料の額の算定式に、先ほど説明いたしました道路価格や使用料率を当てはめて算定いたしますと、第2種電話柱で、1本当たり年間1190円となります。

そのほかの占用物件につきましても、同様に算出し、それをまとめたものが、5ページから7ページに添付してございます。

資料1、新旧対照表となりますので、御確認いただければと思います。

次に、今回の占用料改定に伴う令和7年度の調定見込額を試算しております。

占用料改定後の令和7年度調定額としましては、令和5年度決算額と比較して、約170万円減収となる約4490万円を見込んでおります。

これにつきましては、さきに御説明いたしました道路占用料の算定に用います使用料率が下がったことが主な要因でございます。

最後に、参考資料といたしまして、8ページから11ページに、資料2、国・県、現行単価との比較表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、議案第155号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） 感想ですけど、占用料を計算するのに、こんな複雑怪奇な数式があるとは知りませんでした。御苦労さまです。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第155号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午前11時39分 小会）

（午前11時40分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等については、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前11時41分 小会）

（午前11時42分 本会）

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

（下水道主要事業の契約締結と進捗状況について）

（市道五家荘～椎葉線について）

（熊本県内自治体間での一般廃棄物処理に係る

相互支援協定について)

(ごみ分別ガイドブックの全戸配布及び資源物分別見直しについて)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して2件、生活環境に関する諸問題の調査に関連して2件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(下水道主要事業の契約締結と進捗状況について)

○委員長(橋本幸一君) それでは、まず、下水道主要事業の契約締結と進捗状況について説明願います。

○理事兼下水道建設課長(一美晋策君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道建設課長の一美でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○理事兼下水道建設課長(一美晋策君) 失礼します。

一般会計におきましては、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例により、予定価格1億5000万円以上の工事等については、議会の議決を要しますが、下水道特別会計におきましては、地方公営企業法が適用され、その第40条に地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、条例または議会の議決によることを要しないとあります。

今回、本課におきまして、予定価格1億5000万円以上の契約案件が2件発生しました。今申し上げましたように、議会の議決については不要でございますが、大型の契約でござい

ますので、建設環境委員会の委員の皆様にご認知していただきたく、その事業内容を含め、報告、説明させていただくものでございます。

資料は、別冊の令和6年12月12日、建設環境委員会、所管事務調査、下水道主要事業の契約締結と進捗状況についてでございます。お手元でございますでしょうか。

本市の下水道事業は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の軽減を目的とし、市民の安全・安心の確保に寄与できるよう鋭意事業を実施しております。

それでは、下水道主要事業の契約締結と進捗状況について報告させていただきます。

まず、浄化槽汚泥処理施設改造工事でございます。

2ページを御覧ください。

今回の浄化槽汚泥処理施設改造工事箇所的位置図になります。上の図面、左上部にあります赤色の箇所が水処理センターです。

下図は、水処理センターを拡大したもので、右下の浄化槽汚泥処理施設と記載した赤色着色箇所が工事箇所でございます。

3ページを御覧ください。

本事業は、今年5月8日に本委員会で管内調査していただいた案件で、昭和35年に供用開始した本市の生し尿処理施設である衛生処理センターの施設の経年劣化や、設備の老朽化に伴う閉鎖、解体方針や、浄化槽汚泥の処理施設である浄化槽汚泥処理施設についても、平成18年の供用開始以降20年近く経過し、徐々に設備の劣化が進んできており、改修が必要な機器が増えてきたことを受け、今回、生し尿及び浄化槽汚泥を下水道終末処理場である水処理センターで共同処理することを目的として、浄化槽汚泥処理施設を生し尿及び浄化槽汚泥の受入れ施設への改造工事を行うものでございます。

下段のフロー図にありますように、左の現状と右の工事後を見比べていただくとお分かりの

ように、完成後は一元化が図られ、すっきりとした作業フローになる予定でございます。

下段、ボツ書きにも記載しておりますとおり、当たり前のことではございますが、使える機器はできる限り継続使用し、必要最低限のものを更新することとしております。

4 ページを御覧ください。

浄化槽汚泥処理施設改造工事の契約状況並びに今後のスケジュールについてでございます。

件名、浄化槽汚泥処理施設改造工事。設計金額、3 億 4 1 0 0 万円。入札日、令和 6 年 1 0 月 3 1 日、1 者の応札でした。契約金額、3 億 3 8 8 0 万円、税込みでございます。落札率は 9 9 . 4 % となっております。契約相手方は、九電工・上田電気商会・宮田電気工業建設工事共同事業体、3 社の J V でございます。契約期間は、令和 6 年 1 1 月 1 4 日から令和 8 年 3 月 1 3 日を予定しております。

なお、入札から契約まで期間がございますが、こちらは J V の審査に期間を要したためでございます。

下段に工事のスケジュールを記載しております。詳細については省きますが、今申し上げましたとおり、来年度末の令和 8 年 3 月を完成予定としております。

5 ページを御覧ください。

続きまして、水処理センター繊維利活用システム導入事業についてでございます。

先ほどと同様に、工事箇所的位置図になります。上の図面、左上部にあります赤色の箇所が水処理センターです。

下図は、水処理センターを拡大したもので、右下の繊維利活用システム設置予定箇所と記載した赤色着色箇所が工事箇所でございます。

6 ページを御覧ください。

本事業導入の背景としましては、現在水処理センターで行っている消化汚泥のベルトプレス脱水機による脱水では、消化汚泥が難脱水性で

あり、要は型崩れを起こしまして、よく水が絞れないことから、汚泥脱水機の能力が十分に発揮できません。

近年、開発された繊維利活用システムは、脱水性能を大幅に向上させる効果が見込まれており、本市水処理センターでも、実機試験時に課題が改善されましたことから、昨年度から設計を行い、今年度から本システムの導入に向け、製作を行うこととしております。

このことにより、初期投資費はかかるものの、その後継続して発生する処分費を抑えることが可能となりまして、全体としましては、コスト削減を図るというものでございます。

下段に原理として、るる記載しておりますが、フロー図②、最初沈殿池で、繊維質、これはトイレットペーパーなどで、後ほどになりますが、8 ページの下段の写真となります。これを取り出し、汚泥脱水時において、消化汚泥にこれを助剤として混和する、いわゆるハンバーグでいいます小麦粉のつなぎの役目を持たすことで、脱水性の向上、力を加えても崩れないようにする効果を得るものでございます。

7 ページを御覧ください。

本事業は、工種の異なる業務が混在しておりますことから、年度、工種を分けて発注しております。

まず、設計業務としまして、件名、水処理センター繊維利活用システム実施設計業務委託。契約期間、令和 5 年 9 月 6 日から令和 6 年 7 月 3 1 日に、契約金額、1 9 5 8 万円、税込みで、契約相手方、オリジナル設計株式会社熊本支店が行いました。

次に、機器製作としまして、今回の報告対象案件となります、件名、水処理センター繊維利活用システム機器製作。設計金額、1 億 5 5 6 3 万 9 0 0 0 円。入札日、令和 6 年 1 0 月 1 6 日、7 者の応札でございました。契約金額、1 億 4 4 6 5 万円、税込みとなります。落札率、

92.9%となっております。業務内容につきましては、繊維利活用システム機器の製作を行うもので、契約相手方は、飯塚電機工業株式会社八代営業所、八代市黄金町でございます。契約期間は、令和6年10月16日から令和7年3月21日を予定しております。

機器製作につきましては、予算の関係がメインではございますが、近年、輸入品や電子部品の高騰が激しく、また年度をまたぐと、残工事は恐らく上昇するであろう新年度の労務単価を適用するインフレスライドなどの適用となりますことから、何とか年度内に終了するよう発注をさせていただいております。

機器製作と併せて、本年度に土木基礎工事も発注しております。

件名、水処理センター繊維利活用システム設置工事（土木）。契約金額、3949万円、税込みでございます。工事内容、繊維利活用システムの基礎となる土工、基礎工、躯体工を行うもので、8ページ上段の機器本体下のコンクリート部分となります。

水処理センターは、地盤が悪い上に、地下水の関係で、特殊くい打ち工法が必要となったことから、若干割高となっております。

契約相手方、株式会社園川組、八代市田中東町です。契約期間は、令和6年10月31日から令和7年3月19日を予定しております。

来年度は機器設置及び電気工事の予定をしております。

件名、水処理センター繊維利活用システム設置工事（据付・電気）。工事内容、繊維利活用システム機器の据付及び既設計装設備との連携・接続。契約期間、令和7年5月から令和8年1月末を予定しております。

本件は、未発注でございますので、概算金額についての公表は控えさせていただきます。

8ページには、他自治体例として、熊本市の南部浄化センターに設置されました機器本体な

どを載せさせていただいております。

最後になりますが、水処理センターは、下水道事業における重要な施設でございます。それぞれの工事を安全に進めるとともに、工事管理を万全に行いながら、事業を進めてまいります。

以上で、下水道主要事業の契約締結と進捗状況について報告を終わらせていただきます。御認知方、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 浄化槽受入設備のほうですかね。浄化槽汚泥処理施設改造工事、契約の相手方が九電工さんとか、上田電気商会さんとかの電気工事関係がメインになるんですかね、設備の工事は。配管とかがありそうだったんですけど、全部電気屋さんで受けたということですか。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（西尾和純君） 今御質問のありました契約相手方でございますけども、メインとなっております九電工さんにつきましても、管の工事ですね、持っておりますので、工事は問題ないと思われまして。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 今、一美理事兼課長のほうから説明ありました、最後の言葉ですけども、安全でということで、安全の中に安全でですね、一つ加えて言わせていただければ、技術の管理が、詳しい技術管理、監督される方がおられると思いますが、職員体制をしっかりした中でですね、工事を順調に進めていかれるようによろしく願いをしておきます。要望しておきます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 水処理センター等々の事業については、何というんですか、職員さん

の、何かマンホールポンプも、自らのスタッフでね、何か工夫してされたということで、非常に今回の説明も丁寧なので、あと、何も疑義を挟むところがなくてですね、お聞きできたんですけど、今、山本委員がおっしゃったように、気をつけてですね、やっていただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、下水道主要事業の契約締結と進捗状況についてを終了いたします。

ここで、午前中の審査の途中でありますが、小会いたします。

（午前 11 時 58 分 小会）

（午前 11 時 59 分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は 1 時から再開いたします。

（午前 11 時 59 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 開議）

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 （市道五家荘～椎葉線について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、休憩前に引き続き建設環境委員会を再開いたします。

次に、市道五家荘～椎葉線について、説明願います。

○泉支所産業建設課長（村上誠基君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）泉支所産業建設課、村上でございます。よろしくお願いたします。

それでは、当委員会の所管事務であります市道五家荘～椎葉線について調査報告をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

す。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○泉支所産業建設課長（村上誠基君） それでは、建設環境委員会、所管事務調査資料の 2 ページをお願いいたします。

これは、市道五家荘～椎葉線の復旧スケジュールを示したものでございます。

令和 6 年 8 月、台風豪雨により被災しました 3 か所、右側の写真 3 枚が、現地の被災状況でございます。

大量の土砂流出や道路崩壊が発生したもので、復旧工事を計画的に速やかに進めるため、土砂流出分の予算は、このたびの補正予算をお願いしましたものです。

また、過年度に被災しております、令和 4 年災が 3 か所、令和 5 年災が 1 か所、合計 7 か所が、本路線の被災箇所でございます。

併せまして、このたびの台風豪雨では、8 月 28 日から 30 日までに降り続いた雨により、最も起点側に位置する令和 5 年災の箇所において、発災時に応急復旧を行ってございました仮設道路が崩落し、通行不能となり、被災現場から約 400 メートル終点側の 2 軒のお宅、2 世帯 6 名の方々が孤立状態となったものでございます。

その豪雨の直後であります 8 月 31 日に応急復旧として、歩行者が通行できる仮設の橋を緊急設置し、2 世帯の方々の歩行通行は可能な状況となっております。

また、使用されている車両につきましては、住民の方々が事前に危険を察知されて、起点側に車両を退避されており、現在は自宅から被災地までの道のり約 400 メートルを、残された 1 台の車両を利用し、被災地まで下りてきて、徒歩で仮設の橋を渡り、車両 3 台を利用されている状況であります。

現在、令和 5 年災の箇所では、早期の孤立解消のため、本復旧工事を緊急的に行っており、

来年1月末に工事完了を目指しているところでございます。

今後、残りの6か所の復旧工事を進めるに当たり、順次起点側から進めていくことが定石ではありますが、被災箇所も多く、1か所当たりの被災規模も大きいこともあり、復旧に期間を要しますことから、宮崎県側からも復旧工事を行い、スピード感を持って、令和8年全線復旧に向け取り組んでいくこととしております。

以上、報告といたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、市道五家荘～椎葉線についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後1時04分 小会）

（午後1時05分 本会）

・生活環境に関する諸問題の調査

（熊本県内自治体間での一般廃棄物処理に係る相互支援協定について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、熊本県内自治体間での一般廃棄物処理に係る相互支援協定について説明願います。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 循環社会推進課の古田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 熊本県内自治体間での一般廃棄物処理に係る相互支援協定について、事前にお配りしている資料①のほうをお願いいたします。

本市では、令和6年11月1日に、県内全ての自治体と一部事務組合、広域連合を合わせた計54団体で、一般廃棄物処理に係る相互支援

協定を締結いたしました。

本協定の目的でございますが、自然災害によるごみ量の急激な増加や、焼却施設の故障、事故などの突発的なトラブルにより可燃ごみの処理ができない場合、自治体が相互に協力することで、廃棄物を円滑に処理することを目的としています。

次に、協定締結までの経緯でございますが、過去に本市や熊本市におきまして、他の自治体から可燃ごみを受け入れた際に、搬入車両やごみ搬入量などの調整に苦慮した経験があることから、令和4年1月に開催されました可燃ごみ処理施設管理者会議におきまして、非常時に相互協力するための支援体制づくりについて提案いたしました。

その後、熊本市が中心となりまして、県内全ての自治体に加え、一部事務組合や広域連合との協議を重ね、本年5月に全ての団体と協定の内容について同意が得られましたことから、今回の協定締結に至った次第でございます。

次に、協定の概要でございますが、4の期待する効果といたしましては、各団体間での緊急連絡先や搬入車両、受入可能量などの情報を平時から共有することで、緊急時においてもスムーズに受入先が確保できるなど、スピード感を持った初動対応が可能となります。

なお、5の支援方法及び費用負担でございますが、受け入れる際の金額やごみ量などの詳細は、当事者間で別途協議の上決定することとしております。

日々、発生する可燃ごみの安定的な処理は自治体の責務であり、市民生活に直結する重要な生活基盤でありますことから、今回の協定締結によって、より一層の連携強化を図り、円滑で適正な廃棄物処理に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か

質疑、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 何だっけ、金額は、事前じゃなくて、どこか相互で調整するっておっしゃっていたのは、資料のどこら辺に、すみません、書いてありましたっけ。

○循環社会推進課長（古田和弘君） お手元の資料の5、支援方法及び費用負担のところ、当事者間で別途協議の上決定ということで記載しております。

○委員（堀 徹男君） それは、事が起きてからのことですか、それとも事前に。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 正式決定は、事が起きてからになります、ある程度、金額については、算定のほうをしておくということでございます。（委員堀徹男君「ああ、なるほど。はい」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 災害時の、たしか廃棄物処理計画か何かという計画がありましたよね。ここでしたっけ、担当課は。それとの関連は。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 災害廃棄物計画との関連は、特にございません。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、熊本県内自治体間での一般廃棄物処理に係る相互支援協定についてを終了いたします。

・生活環境に関する諸問題の調査

（ごみ分別ガイドブックの全戸配布及び資源物分別見直しについて）

○委員長（橋本幸一君） 次に、ごみ分別ガイドブックの全戸配布及び資源物分別見直しについて説明願います。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 引き続きよろしくお願いします。それでは、着座にて説

明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○循環社会推進課長（古田和弘君） ごみ分別ガイドブックの全戸配布及び資源物の分別見直しについて、資料②をお願いいたします。

まず、Ⅰのごみ分別ガイドブックの概要についてですが、本市では、燃えるごみの出し方や資源ごみの分別方法などを掲載したごみ分別ガイドブックを作成しており、平成30年度に市内全戸配布を行ったところでございます。

これまで、おおむね5年ごとに全戸配布を行っており、前回から5年以上を経過したため、本年度に入り準備を進めておりましたが、これまで経費の都合で作成頻度を上げ、内容を刷新することができなかったため、新たな作成方法についても、併せて検討を行いました。

そこで、本年8月に本市の暮らしの便利帳なども作成している株式会社サイネックスと協定を締結し、官民共同事業として、新しいガイドブックの作成に取り組むことといたしました。

また、掲載内容についても、資源物の品目ごとの詳しい説明を追加するなど、従来の8ページから32ページへ大幅にページ数を増やし、内容を充実させたものとしております。

参考までに、今作っておりますガイドブックが、こちらの8ページ構成になっているものでございます。これを平成30年度にお配りしております。

現在、今作成の準備をしているのが、これはちょっと他市のものになりますが、こういった冊子型のタイプになりまして、全部で32ページ、こういった下段に、協賛いただきました事業者さんの広告を入れることによって、費用負担をなく、このガイドブックを作成すること、またイラストあたりを数多く取り入れることによって、内容を分かりやすくさせたものとなる予定となっております。

なお、発行部数は5万6200部で、令和7

年4月号の広報やつしろと同時に、全戸配布を行います。今後2年ごとの発行を予定しております。

次に、Ⅱの資源物の分別見直しについて説明いたします。

資料の2ページと3ページに、現在の本市の分別表を添付しておりますが、新しいガイドブックの全戸配布に合わせ、現行の26分別から24分別に削減することで、かかる負担を少しでも軽減し、リサイクル状況に合わせた分別体系への見直しを行うものでございます。

なお、見直し時期は、ごみ分別ガイドブックの配布と同じく、令和7年4月からを予定しております。

見直しの変更点でございますが、資料1ページの下の表を御覧ください。

まず1点目が、分別の品目に小型充電式電池を追加しております。

これまで、リチウムイオン電池など小型充電式電池については、個人での持込み処理をお願いしておりましたが、燃えるごみとして出されることも多く、誤って回収された場合、ごみ収集車やエコエイト内での火災や事故につながるおそれがあることから、新たに分別品目に追加するものでございます。

次に、2点目がペットボトルの蓋及び白色トレイのプラスチック製容器包装への見直しでございます。

資料の3ページをお願いします。

左側、上から2番目に、ペットボトルの蓋がございますが、以前は、真ん中上段に記載しておりますプラスチック製容器包装と分けて、これまで分けてリサイクル処理しておりましたが、現在はプラスチック製容器包装と一緒に、日本容器包装リサイクル協会に処理をお願いしているところでございます。

また、その下の白色トレイにつきましても、プラスチック製容器包装と同様にリサイクル処

理できることから、今回の新しいガイドブックの作成を機に見直しを行い、分別の負担軽減を図るものでございます。

最後の3点目が、真ん中下段に記載しておりますビデオ・カセットテープの可燃ごみへの変更でございます。

これまで収集車内でのテープの巻き込みを防止するため、分別をお願いしておりましたが、排出量も少なく、現在、主に使用しているパッカー式のごみ収集車では支障が生じないことから、燃えるごみとして回収を行うこととしました。

以上の3点の変更点となりますが、分別見直しを行う前には、各校区のまちづくり協議会や市政協力員への説明をはじめ、広報やつしろや市のホームページなどで周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） いっぱいある資料が、猛スピードで行ったので、すみません、説明が追いつかなかったところがあるんですけど、ペットボトルの蓋は、プラスチック製容器包装に入れてくださいとするということで、当初の理由はですね、蓋を取らないと、中身が入ったまんまだったりとか、洗わずに入れられたりとかして、ペットボトル本体とかがね、リサイクルが難しいという話だったんですけど、これで行くと、ペットボトルはそのまんまで、蓋は、やっぱり外してくださいということですね。

○循環社会推進課長（古田和弘君） ペットボトルの蓋については、これまで同様、ペットボトルと分けて、今までは蓋だけを回収してたんですが、今後は、ほかのプラスチック製容器包装と一緒に出していただいて結構ですよということで、分別のほう、見直しを行う予定でございます。

○委員（堀 徹男君） 白色トレイは、今まで分けていたでしょう。これは、白色トレイは分けなくなる。すみません、種類いっぱいあって、追いつかないんで。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 白色トレイにつきましても、これまで分別をお願いしていましたが、白色トレイの素材自体、プラスチック製容器包装に分類されるところがござい

ます。
今、ゆめタウンとか、スーパーなどでもトレイの回収は行われていると思いますが、白色、白色以外のものを一緒に排出できてる状況なんですよ。

ただ、今うちの場合は、白色だけを分けてくださいというふうにお願いしてましたが、やはりほかの状況等を鑑みまして、分別の負担軽減するには、同じ素材であるプラスチック製容器包装と一緒に出していただいて構いませんというような案内を行う予定でございます。

○委員（堀 徹男君） リチウム電池とか、小型電池とか、今まで受入れしてなかったんですよ。それを新たに分別で、品目で受け入れるということですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君） これまでは、ヤマダ電機さんとか、ケーズデンキさんあたりの店頭回収を基本的をお願いしていましたが、やはりなかなか、そこまで浸透することがなかったため、誤って燃えるごみと一緒に出されるケースも全国で多発しておりましたので、きちっと分別品目に追加して回収を行うことで、火災や事故の防止につなげたいと考えております。

○委員（堀 徹男君） 小型充電式電池というから、リチウムとか、その辺なんでしょうけど、ボタン電池と水銀電池は、従来どおり受け入れないのかな。

乾電池のところにありますね。小型充電式電池、ボタン電池は出せませんというのが、この

資料に載っているじゃないですか、資源の分別表に。

これ出すんでしょう、これ、今のやつですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 申し訳ございませんが、ボタン電池につきましては、これまでどおり、市のほうでの回収は行わないというふうになっております。

○委員（堀 徹男君） 2ページ目のチラシですよ。2ページ目のチラシは、これは以前のチラシですか。今度出そうとしているやつ。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 現行のチラシでございますので、（委員堀徹男君「ああ、現行の」と呼ぶ）回収して、ボタン電池の記載はそのまま残ります。（委員堀徹男君「ちょっと、だいぶ調べんばいかん、分からんばい、これ、簡単にはいかん」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） プラスチックのCDとかですよ、CDのケースとかっていうのは燃えるごみというふうにされてましたよね。

品物の書き方を見るとですね、車が傷んだり、袋が破けるので、3分の1程度にとどめてくださいとかっていう、何か制約があったんですよ。それは撤廃されるんですか。もう丸々出していいんですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 基本的にはお願いで、3分の1程度にお願いはしておりますが、実際、いっぱい詰められて出されているケースもございます、正直なところですね。

その記載については、今後、見直せる部分についての協議を行っておりまして、次の発行までの間には、どういった体制で行うかは決めたいと思っております。

○委員（堀 徹男君） 今まで5年に1回ぐらい、フルスペックの分別表が配られていましたよね。それすごく、それを見ながらやってたんですけど、ホームページでは、ずっと何か、変更点アップしてあったんですよ。

今度からは2年に1回、この方式で新しいやつを出されるということで、年度の途中とかで、今までプラスチックだったやつを、燃えるごみにしてくださいというような、CDとか、ケースとかっていうのを周知するのにですね、やっぱりすごい年数かかっているんですね。

その2年のサイクルの中で出されるというのが、有効に機能するのになって心配なんですけど、大丈夫ですかね。徹底はすごく難しいんですよ。

○循環社会推進課長（古田和弘君） こちらの2年ごとの発行といいますのは、株式会社サイネックスさんとも協議しておりまして、そういったスケジュールのほうで行っていくことで、今話のほうは進んでいるところでございます。

（委員堀徹男君「なるほど。まあいいや、所管事務調査だからいいよ」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 汚れは洗い落として出してくださいという、これが一番大事だと思うんですね。どれぐらいまで汚れを、もう落ちない。そこら辺りはどういうふうな判断したらよろしいですかね。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 軽くすすいでいただいて、中身の付着物が取れていれば出していただくと。もう取れないようであれば、燃えるごみで出していただくということで、そこは、私もかなり、いつも悩むところでございまして、軽くすすいでということで、ここを熱心に洗い過ぎると、逆に水の無駄遣いとかもなってしまうので、そこは軽くすすいでということで、前回10月だったですかね、うちのほうがチラシで、プラスチック製容器包装リサイクルの案内したときも、一応、軽くすすいでという表現でしております。よろしくお願いします。（委員山本幸廣君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） ガラス瓶なんですけど、色つきと、その他と、透明と、生き瓶と、4種類あるじゃないですか。

出される方に聞いたときですね、茶色とか、色つき瓶とかって、リサイクルしてるやつと、何だっけ、埋立処分しているやつがあるって聞いたんですよ。何か幾つか、どっちだっけ、ガラス・陶磁器類だっけ。どっちですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君） すみません、資料の2ページをお願いします。（委員堀徹男君「2ページも、3ページも一緒なんだけど。2ページないよ。3ページしかない」と呼ぶ）2枚目ですね。資源分別表の最初のほう、そちらに、左側上4つが。（委員堀徹男君「なんでそれ入っとつとですか。おれの入っとらんですよ。3ページですよ、両方とも」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） 小会します。

（午後1時24分 小会）

（午後1時24分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 分別表の2ページ目、資料の2ページ目ですね、左側の透明瓶、茶色瓶、その他の色瓶、生き瓶とございますが、この4つについては、全てリサイクルのほうされております。

最終処分場に埋め立てておりますのが、この左側の一番下のガラス・陶磁器類、こちらについては、最終処分場のほうに埋立てのほうを行っております。（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、ゴミ分別ガイドブックの全戸配布及び資源物分別見直しについてを終了いたします。

小会いたします。

(午後1時25分 小会)

(午後1時25分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

(午後1時26分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年12月12日

建設環境委員会

委員長